横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成22年5月28日(金)午後1時30分~午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

第3 出席者

(委員)五十音順,敬称略

浅海典子,石井徹夫,石黒康仁,岩田泰子,逢坂恵理子,押切瞳, 澤村恭正,寺島隆之,成田喜達,仁田良行,林義亮,松野勉,丸山征, 森和雄

(事務担当者)

榊原広城,金子いさを,伴野幸子,坂田知久,今井金也,中橋章, 鳥海浩二

(オブザーバー)

秋山譲,鈴木治

第4 テーマ

被害者等の少年審判傍聴について(前回から引き続き)

第5 議事

- 1 新任委員(逢坂恵理子委員,仁田良行委員)の紹介
- 2 委員長選任

委員の互選により成田喜達委員が委員長に選任された。

- 3 前回委員会における実施内容の確認のため,説明者から「被害者傍聴制度の 趣旨等について」の説明及び「審判傍聴 DVD」上映。
- 4 意見交換(以下, 委員長, 委員, 事務局)

裁判所では、審判が終了した後、傍聴した被害者に何らかの対応をとっているのか。

審判が終了すると,まず被害者を控室に案内し,家庭裁判所調査官(以下「調査官」という。)から審判の印象などを聞いて,気持ちを和らげていただくようにしている。その上で,被害者が庁舎から出る際には,少年と顔を合わせることがないように動線などに配慮しながら調査官が玄関まで案内している。

また、被害者からは、審判前と審判当日のオリエンテーションで、調査 官が十分に話を聞いているので、そのこともあってか、これまでに、被害 者が審判終了後に興奮しているというケースはほとんどなかった。

被害者に対する事前のオリエンテーションと審判当日のオリエンテーションは、同じ調査官が行っているのか。

事前のオリエンテーションは,当該事件を担当する調査官が行っているが,担当調査官は,審判に立ち会わなければならないため,審判当日は,別の調査官が,オリエンテーションから退庁の案内までを専属で行っている。

事前及び審判当日のオリエンテーションの中で,被害者から,少年に対する要望や意見を聞いているようであるが,審判後に被害者から,自分の要望や意見が審判に何も活かされていなかったという不満が出てきたことはないか。

強い不満が表明されたという記憶はない。ちなみに、傍聴対象事件ではない事件において、審判期日外で被害者の母親から意見陳述を受けていたところ、審判後に少年に対する処遇を知った被害者の母親から「私が述べたことがあまり活かされていなかったのではないか。」という話があったことがあり、書記官を通じて、「お母さんのお気持ちを聞いていたからこそ、少年に対して、充分な説諭と働きかけができたのです。」という話を

して、御理解いただいたということがあった。

審判後に被害者は、いろいろ考えて思い悩むこともあると思うが、そのような場合、家庭裁判所では被害者からの相談に応じたり、相談先を紹介するなどのシステムがあるのか。

そのような申し出があれば書記官や調査官がお話は伺うが,裁判所としては,相談先の紹介を含めて,それ以上のことはできないのが実情である。 そのような場合には,弁護士会などにある被害者を支える団体等に対応していただいている。

前回,審判廷を見学したが,被害者傍聴席にある柵が気になった。審判廷でトラブルが起きないようにするためだと思うが,もう少し目立たない形にできないものか。また,この制度には,被害者としての権利を行使するということと,被害者が審判廷にいることが少年にとっても良い影響があるという2つの目的があると思うが,例えば,「被害者が傍聴する前後で,少年や家庭裁判所に対して,どのような気持ちの変化があったのか。」,「被害者が傍聴することによって,本当に少年にとって良い影響があったのか。」などについて調べた方が,制度の趣旨を生かすという意味で役立つと思う。

私としては、被害者と少年の距離があまりにも近いので、あの柵があることによって、被害者が気持ちを抑えることができるという心理的な効果があるのではないかと思う。

裁判員制度では、裁判員に法律用語を理解してもらうために、平易な言葉で表現していると聞くが、審判廷でも同様の工夫をしているのか。

難しい言葉を分かりやすく言い換えることについては,家庭裁判所の方が進んでいると思っている。少年審判は,基本的に対話をしながら進めていくので,難しい言葉を使ったのでは,少年の心を開かせることはできない。そのため,常に少年の目線に立った対話をするよう努力している。

検察庁においても、取調べや事情聴取の際には、できる限り分かりやすい言葉を用いるよう努力している。

また,被害者支援制度というものを設けて,被害者への対応を強化している。

続いて、被害者や少年が庁舎内を移動するときの動線について、ご指摘やご意見を伺いたい。

仕事柄,動線の重要性はよく理解している。建物の構造による制約が大きいので難しい面があるとは思うが,家庭裁判所が被害者や少年の動線にいるいる工夫していることは感じられた。

また,裁判所というと,堅くて冷たいという先入観を持っている人も多いと思うが,調査室等のソファの色や形などからは,随分柔らかい印象を受けた。そのあたりも少年や被害者の心を落ち着かせる効果があるので,今後も,室内の絵画の掛け方を考えたり,本物の花を飾る等のきめ細かい配慮していく必要があると思う。

家庭裁判所には、心理検査室のようなワンサイドミラーで仕切られた部屋があるが、審判傍聴についても、別室からワンサイドミラーで審理の様子を見ることができる審判廷を整備すれば良いのではないか。そうすれば、少年は、被害者が見ているということを意識しつつも、プレッシャーを感じすぎることはないと思う。

最後に,一般的な意味で被害者等に対する家庭裁判所側の配慮について, ご指摘やご意見を伺いたい。

検察庁や弁護士会には被害者支援制度などがあるという話であるが、被害者のことをよく理解している家庭裁判所が中心となって、被害者の心理的負担を支援していく制度を整備していく必要があると感じた。

審判廷で処遇を裁判官が告知するときに,被害者の気持ちも汲んだ上で, 今回の結論を出したということを,被害者に伝えた方がいいと思うがいか がか。

裁判所は、あくまでも客観的な中立・公平の第三者なので、難しいところである。しかし、被害者に全く声を掛けないと、被害者が疎外感などを感じてしまうということはあると思う。そこで、私は審判の最後に「これで審判を終わらさせていただきます。」と声を掛けている。

最終的には各裁判官の判断ということになるが,今までの少年法改正の 経緯を考えると,一つの有益なご指摘ではないかと思われる。

前回からの話を聞いていて,裁判所が徐々に被害者の方にも目が向いてきたと感じた。被害者も加害者と同様に事件に関しては,本当は主役であると考えれば,被害者の支援制度について,今後も考えていく必要があると思った。

第6 次回テーマについて

次回は,成年後見制度に関する事項をテーマにご意見を伺うことにし,具体 的な内容等については,後日,お知らせすることとする。

第7 次回期日について

平成22年11月26日(金)午後3時15分(当裁判所本館5階大会議室)